証券コード 4592 (発送日) 2024年4月9日 (電子提供措置の開始日) 2024年4月2日

株主各位

東京都中央区明石町8番1号 サンバイオ株式会社 代表取締役社長森 敬太

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.sanbio.com/

(上記当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト https://d.sokai.jp/4592/teiji/



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サンバイオ」又は「コード」に当社証券コード「4592」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主 総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において、議案に対する賛否をご入力のうえ、2024年4月23日(火曜日)午後6時までに議決権をご行使ください。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2024年4月23日(火曜日)午後6時までに到着する** ようご送付ください。

敬具

- 1. H 2024年4月24日(水曜日)午前10時 (受付時間:午前9時) 時
- 2. 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

COREDO室町テラス3階 室町三井ホール&カンファレンス

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださ (10)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第11期(2023年2月1日から2024年1月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結 果報告の件
- 2. 第11期(2023年2月1日から2024年1月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

- ついての ご案内
- 4. 議決権行使に ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議 決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到 着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り 扱いいたします。
 - ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に 対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いい たします。
 - ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げま す。

なお、本招集ご通知又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにおいて、その旨、修 正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主様へのご協力のお願い>

- ・株主総会の議決権行使については、株主総会当日ご出席されない場合でも、書面(郵送)又はインターネット により事前に行使いただくことができます。また、株主総会当日にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様 子を傍聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継も行いますので、ご活用ください。
- ・本総会においては、事業説明会は実施いたしません。当社事業の進捗の説明につきましては、適切なタイミン グでインターネット等を活用しご報告を適宜行えるように検討していきますので、なにとぞご理解賜りますよ うお願い申し上げます。

~株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内~

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。 株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」を ご利用いただきますようお願い申しあげます。

1. 株主総会ライブ配信日時

2024年4月24日(水曜日) 午前10時~株主総会終了時刻

- ※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。
- ※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信の可否、状況等につきましては、随時当社HP(https://www.sanbio.com/)等によりご案内させていただきます。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時~2024年4月19日(金曜日) 午後5時

3. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へのアクセス方法のご案内

本サイトの公開期間は、本招集通知到着時~2024年4月24日となります。

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

- ※同封の議決権行使書を紛失された場合、招集通知6ページの【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。
- (1) QRコードの読み取りによりログインする場合(スマートフォン・タブレット等)

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。 「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

<<議決権行使書裏面(イメージ)>>

*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合(パソコン等)

<<株主様認証画面(ログイン画面)>>



株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL: https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

- ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ※議決権行使ウェブサイトでパスワード変更した後も、議決権行使書裏面に記載のパスワードをご利用くだ さい。

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます)

4. 株主総会当日のライブ配信視聴について

① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

【インターネット参加に係るご留意事項】

- ✔インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✔議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット 投票、又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- ✔当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、 やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✔インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✔ご使用の端末(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ✔SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次使用は、固くお断りさせていただきます。
- ✔議決権行使書を紛失された場合、次ページの【本サイトに関するお問い合わせ】にて、再発行が可能です。
- ✔ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

なお、Internet Explorer はご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	Р	С	モバイル					
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android			
OS	Windows 10 以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0以降	Android 9.0 以降			
ブラウザ *各種最新	Google Chrome, Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome			

[※]上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

5. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問に係るご留意事項】

- ✔ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✔ご質問は原則として、お一人様につき2問としたくご協力をお願い申し上げます。
- ✔ご質問は100文字以内でお願いいたします。
- ✔いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。その他のご質問についても、その内容に応じて、本株主総会終了後に当社ホームページに回答を掲載させていただく予定です。
- ✔事前質問の全てに回答することをお約束するものではございません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9:00~17:00、ただし、株主総会当日は9:00~株主総会終了時刻)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げま す。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2024年**4**月**24**日 (水曜日) **午前10時** (受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

行使期限

2024年4月23日 (火曜日) 午後6時到着分まで



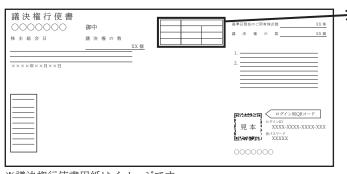
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2024年4月23日(火曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合
- ・「賛」の欄に〇印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、 右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日株主総会会場でご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年4月23日(火曜日)午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点がございましたら前ページ末尾のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) において、議決権行使書用紙に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、 「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

以上

事業報告

(2023年2月1日から) 2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

- (1) 当連結会計年度、当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

日本の再生医療業界においては、2014年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、再生医療の産業促進が進むなか、2023年末までに20品目が再生医療等製品としての製造販売承認を取得しました。また、米国においては、2016年12月に可決された21st Century Cures Act(21世紀治療法)のもと、重篤な疾患の治療を目的とした再生医療製品の迅速承認を可能とするRMAT(Regenerative Medicine Advanced Therapy)指定制度が設けられ、2021年にはRMAT指定品目として初のBLA(Biologics License Application)承認取得を含むRMAT指定3品目がBLA承認を取得しました。2023年にはRMAT指定4品目がBLA承認を取得し、17品目が新たにRMAT指定を受けました。このように、2023年は日本および米国において再生医療の実用化に向けた継続的な進展が見られました。

このような環境のもと当社グループ (以下、当社及びSanBio, Inc. (米国カリフォルニア州オークランド市) の2社を指します。) は、アンメット・メディカルニーズが高い中枢神経系疾患を主な対象とし、当社グループ独自の再生細胞薬SB623の事業化を目指して、研究開発を進めました。

SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、日本を含む国際共同フェーズ 2 臨床試験 (被験者61名)にて、2018年11月に「SB623の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成。」という良好な結果を得て、2019年4月には、国内で厚生労働省より再生医療等製品として先駆け審査指定制度の対象品目の指定を受けました。当社は、当該指定以降、先駆け審査指定制度の枠組みにおいて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)との協議を進め、2022年1月に先駆け総合評価相談を終了し、2022年3月に当社初となる国内での再生医療等製品製造販売承認申請(以下、本申請)を完了しました。本申請については、2024年3月25日開催の薬事食品衛生審議会再生医療等製品・生物由来技術部会において、審議されました。審議の結果、臨床に関する論点については、臨床現場に提供する意義はあると評価されたため、承認取得に向けては品質に関する論点に絞られたものと認識しています。今後は、当局と協議し、品質に関する追加のデータ等

を提出します。

慢性期外傷性脳損傷プログラムの良好な結果を受けて開始した慢性期脳出血プログラムについては、国内における臨床試験の開始に向けた取り組みを、国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得後速やかに進めていきます。

SB623慢性期脳梗塞プログラムについては、主要評価項目未達となった米国でのフェーズ2 b臨床試験(被験者163名)の追加解析結果を踏まえて、国内における臨床試験の開始に向けた取り組みを、国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得後速やかに進めていきます。

このような状況のなか、当連結会計年度は、SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認に向けた製造関連の費用が主なものとなり、研究開発費2,849百万円を計上した結果、営業損失は4,539百万円(前連結会計年度は営業損失7,899百万円)となりました。一方、為替相場の変動による為替差益が発生したため、営業外収益として為替差益1,746百万円を計上し、経常損失は2,824百万円(前連結会計年度は経常損失4,698百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失2,644百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失5,559百万円)となりました。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は54百万円であり、主なものは市販後調査で使用するシステムのソフトウエア等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2022年11月15日に第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権(行使 指定・停止指定条項付)を発行しました。第34回新株予約権は、当連結会計年度末時点では 行使途中であり、当連結会計年度末までに合計8,300,000株の新株式を発行し、5,951百万円 の資金調達を行いました。その後、2024年2月26日に行使がすべて完了しており、最終的に は合計9,000,000株の新株式を発行し、6,436百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区			分	第8期 (2021年1月期)	第9期 (2022年1月期)	第10期 (2023年1月期)	第11期 (当連結会計年度) (2024年1月期)
事	業	収	益	(百万円)	_	_	_	_
経	常	損	失 (△)	(百万円)	△6,530	△4,579	△4,698	△2,824
親会社	上株主に帰り	属する当期純	i損失 (△)	(百万円)	△3,385	△4,677	△5,559	△2,644
1株	当たり	当期純推	員失 (△)	(円)	△65.38	△90.33	△95.99	△40.48
総		資	産	(百万円)	13,343	5,510	7,045	5,047
純		資	産	(百万円)	8,349	2,035	4,428	2,792
1 棋	き当た	り純賞	資産額	(円)	157.07	32.99	62.12	38.08

(注) 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第10期の期首 から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	区			分	第8期 (2021年1月期)	第9期 (2022年1月期)	第10期 (2023年1月期)	第11期 (当事業年度) (2024年1月期)
事	業	収	益	(百万円)	_	_	_	_
経常	常利益又	は経常	損失 (△)	(百万円)	△1,827	932	1,863	416
当	期約	拒 損	失 (△)	(百万円)	△2,976	△6,439	△8,871	△4,133
1 株	当たり	当期純	損失(△)	(円)	△57.49	△124.35	△153.17	△63.29
総		資	産	(百万円)	12,718	4,883	6,593	4,623
純		資	産	(百万円)	8,357	2,033	4,388	2,701
1	株当た	り純	資産額	(円)	157.22	32.96	61.48	36.74

(注) 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
Sanl	Віо,	Inc.	1	84,331 1	USD	100.0%	他家幹 開発事		を用い	いた耳	写生 組	胞薬	の研究

(注) SanBio Asia Pte. Ltd. は、2023年3月31日をもって解散したため、重要な子会社から除外いたしました。同社の清算手続は、2024年2月5日に結了しております。

(4) 企業集団の対処すべき課題

全世界で再生医療の産業化が徐々に進むなか、各国でも国レベルの取り組みがされています。 国内でも、再生医療を政府の成長戦略のひとつとして、この分野における科学・基礎研究への手 厚い支援及び助成金の実施や、薬事法を改正し再生医療等製品への法制度の見直しを行ってきま した。このような環境のなかで、当社グループは、再生細胞医薬品SB623の製造及び販売の開始 をグローバルで目指すため、次の対処課題に取り組んでいきます。

① 国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得及び販売開始

国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、2022年1月までに先駆け総合評価相談を終了し、2022年3月に当社初となる再生医療等製品製造販売承認申請(以下、本申請)を完了しました。本申請については、2024年3月25日開催の薬事食品衛生審議会再生医療等製品・生物由来技術部会において、審議されました。審議の結果、臨床に関する論点については、臨床現場に提供する意義はあると評価されたため、承認取得に向けては品質に関する論点に絞られたものと認識しています。今後は、当局と協議し、品質に関する追加のデータ等を提出します。

② 市販後の製造・物流・販売体制の構築

上述した国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの進捗状況を踏まえ、従来の医薬品とは性質の異なる再生医療等製品の安定供給及び適正使用の実現に必要な製造・物流・販売体制の構築を進めていきます。製造に関しては、品質の持続性確保に向けた活動に取り組んでいきます。物流に関しては、厳格な品質管理下で確実に製品を患者さまへお届けするための流通管理システム(R-SAT®システム)の株式会社スズケンとの共同開発を含む、安定供給体制の構築

を進めていきます。また、医療機関への製品情報提供資材の作成及び提供体制の整備、患者適格性判定システムの開発等、適正使用推進体制の構築に努めていきます。

③ 研究開発パイプラインの進捗・拡充

研究開発型企業における事業の継続的な成長のために重要な研究開発パイプラインの推進に向けて取り組みを進めていきます。SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、上述の国内での対応に加え、海外での臨床試験の開始について検討を進めていきます。SB623慢性期脳梗塞プログラム及び慢性期脳出血プログラムについては、国内における臨床試験の開始に向けての取り組みを海外に優先して進めていきます。SB623以外の細胞を含む、その他の研究・非臨床試験段階のプログラムについては、引き続き、臨床試験の開始に向けたデータの取得に努めていきます。

④ 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期外傷性脳損傷、慢性期脳梗塞及び慢性期脳出血を対象としたSB623の上市を加速するために、またそれ以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金、提携等を通じて、必要な資金調達の多様化を図っていきます。

⑤ 人材の獲得

当社グループの研究開発体制は、コア・コンピタンスとなる研究開発及び製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及びその治験薬自体の製造の業務等は外部協力業者を活用するなど効率的に行っています。現在は小規模組織での運営を行っていますが、開発の加速、市販後体制の構築、パイプラインの拡大・進捗等に応じて、今後も、適切かつ十分な人材の確保・維持に努めていきます。

(5) 主要な事業内容(2024年1月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は、他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発及び販売業務であります。当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な営業所(2024年1月31日現在)

① 当社の主な事業所

本 社	東京都中央区
-----	--------

② 子会社

San Bio, Inc. 米国カリフォルニア州オークランド市

(7) 従業員の状況(2024年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区	分	従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
他家幹細胞を 再生細胞	用 い た 事 業			20	(0)名	21 (-) 名減
全 社 (共	通)			9	(0)名	15 (一) 名減
合	計			29	(0)名	36(一)名減

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートなどの臨時社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて36名減少しておりますが、その主な理由は、当社子会社SanBio, Inc. における組織再編に伴う人員削減の実施によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			29名			4	7.8歳					3.	.0年

区	分	従	業	員	数	前事業年度末比増減
他家幹細胞を 再生細胞	用 い た 事 業			20 (0) 名	増減なし
全 社 (共	通)			9 (0) 名	8 (一) 名減
合	計			29 (0) 名	8 (一) 名減

(注) 従業員数は就業員数であり、パートなどの臨時社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

① 企業集団の主要な借入先の状況

借	î			入				先	借	入	金	残	高
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行				6	65百万円

② 当社の主要な借入先の状況

	借入					先	借	入	金	残	高		
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行				66.	5百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2024年1月31日現在)

① 発行可能株式総数 150,000,000株

② 発行済株式の総数 67,929,202株

③ 株主数 41,368名

④ 大株主(上位10名)

杉	朱			主		3	名	持株数 (千株)	持株比率(%)
Ш		西	<u> </u>				徹	12,221	17.9
森					敬		太	5,997	8.8
帝	人		株	式		会	社	992	1.4
楽	天	証	券	株	式	会	社	625	0.9
今		木	ţ				均	525	0.7
CU	_	M C	ΕR	APO SEG				421	0.6
野	村	證	券	株	式	会	社	368	0.5
СН	ARLE	s sc	HWE	EB FB(O CU	STON	ИER	282	0.4
松	井	証	券	株	式	会	社	254	0.3
株	式	会	社	S 1	В І	證	券	247	0.3

(注)持株比率は自己株式(278株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年1月31日現在)

会	: 社	に	おけ	- る	地(<u> </u>	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	会	長	Щ	西		徹	SanBio,Inc.取締役
代	表	取	締	役	社	長	森		敬	太	SanBio,Inc.取締役 CEO
取			締			役	古	谷		昇	株式会社ジンズホールディングス 社外取締役 株式会社メドレー 社外取締役 参天製薬株式会社 社外取締役
常	剪	th the	監	1	至	役	棚	橋	正	顕	
監			査			役	植	田	俊	道	株式会社ホンキィトンク 代表取締役 サインポスト株式会社 社外取締役
監			査			役	佐	藤	洋	_	

- (注) 1. 取締役古谷昇氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役棚橋正顕氏、監査役植田俊道氏及び監査役佐藤洋一氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役植田俊道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役古谷昇氏は、コンビ株式会社の社外取締役を2023年12月に退任しております。
 - 5. 当社は、古谷昇氏、棚橋正顕氏、植田俊道氏及び佐藤洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 - ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法 当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係 る決定方針を決議しております。決定方針の概要は、下記のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため株主利益との連動を意識した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び適切なインセンティブの付与を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役会長、取締役社長及び社外取締役については、その職務及び株式保有状況等に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、基本報酬及びストックオプションにより、上記の基本方針を踏まえた割合で構成することとする。また、取締役会長及び取締役社長を含む業務執行取締役に対しては、当社の業績等を勘案し、特に支給することが相当と認められる場合に限り、賞与を支給することとする。

- b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額等の決定に関する方針 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて他社水準、当 社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案してその額を決定し、毎月支 払うものとする。
- c. 賞与(金銭報酬)の個人別の報酬等の額等の決定に関する方針 当社の業務執行取締役の賞与は、当社の業績等を勘案し、特に支給することが相当と認 められる場合に限り、株主総会において承認されている報酬総額の限度内において、支給 を決定し、適当な時期に支給するものとする。
- d. ストックオプション(非金銭報酬等)の内容及び額又は数の算定方法等の決定に関する 方針

非金銭報酬等は、各事業年度に割り当てられた職責に応じて、取締役会長、取締役社長及び社外取締役を除く取締役に対して、株主総会の決議に基づき、その職務執行に対するインセンティブプランとして適切な内容及び数のストックオプションを適当な時期に付与する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内での、各取締役の個人別の基本報酬及び賞与の額の決定とする。ストックオプションの内容及び数については、取締役会の決議により決定する。

当事業年度においては、ストックオプション報酬の対象となる取締役がいないことから、当社取締役の報酬等は金銭報酬のみであり、当該金銭報酬の額については、代表取締役会長川西徹が各取締役の担当職務、業績、貢献度及び企業価値増大への取り組みを勘案し、報酬案を取締役会に提案し、取締役会は、この提案に基づき上記の決定方針との整合性を踏まえ協議を行ったうえで、代表取締役会長に報酬決議を一任しております。最終的に、代表取締役会長は、取締役会での協議を受けてこの報酬額を決定しております。代表取締役会長に決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ上記の要素の評価を行うには、代表取締役会長が最も適しているためです。なお、金銭報酬の額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において決議した年間の総額5億円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該決議の定めに係る役員の員数は取締役3名(うち社外取締役1名))の範囲内で決定されております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役会長が上記の決定方針との整合性を踏まえた取締役会での協議を尊重して決定していることから、当社取締役会は、それらの決定内容は上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査役の役員報酬等の額及びその算定方法については、監査役会で監査役の協議により決定しております。

当事業年度における当社監査役の報酬等の額については、監査役会は、各監査役の常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を確認し客観性・透明性を確保する観点から協議を行い、2013年3月25日開催の臨時株主総会において決議した年間の総額3億円の範囲内(当該決議の定めに係る役員の員数は監査役1名)において決定されております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

		報酬等	の種類別	」の総額	対象となる	
役員区分	報酬等の総額	基本報酬 (金銭報酬等)	賞与 (金銭報酬等)	ストック オプション (非金銭報酬等)	役員の員数	
取 締 役 (うち社外取締役)			_	_	3名 (1)	
監 査 役 (うち社外監査役)			_	_	3 (3)	
合 計 (うち社外役員)	79 (30)	79 (30)	_	_	6 (4)	

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役古谷昇氏は、株式会社ジンズホールディングス社外取締役、株式会社メドレー社外 取締役、参天製薬株式会社社外取締役であります。また、同氏は、コンビ株式会社社外取 締役でありましたが、現在は退任しております。当社と各兼職先との間には特別の関係は ありません。
 - ・監査役植田俊道氏は、株式会社ホンキィトンク代表取締役、サインポスト株式会社社外取 締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

• 社外取締役

	主 な 活 動 状 況 及 び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 古 谷 昇	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。また、同氏は経営に関する高い見地に基づき、当社の経営戦略並びに業績について貢献することが期待されていたところ、取締役会において、独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適時必要な発言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。

(注)書面決議による取締役会の回数は除いております。

・社外監査役

	主 な 活 動 状 況
監査役 棚 橋 正 顕	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。
監査役 植 田 俊 道	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。
監査役 佐 藤 洋 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。

⁽注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑥ 補償契約の内容の概要

当社は、当社取締役川西徹氏、森敬太氏及び古谷昇氏並びに当社監査役棚橋正顕氏、植田俊道氏及び佐藤洋一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償することで当社の役員が善管注意義務に違反することとなる場合は補償を要しないなど、一定の制限を設けております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、 当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当 該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしてお ります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の 行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には、補償の対象としないこと としております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役(退任した取締役及び監査役を含む)であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				33百	万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額				33百	万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会が、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決議した内容の概要は、当事業年度末現在、次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社において法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・ 向上を図る。
 - ロ. 当社及び当社子会社において内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ハ. 当社及び当社子会社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - 口. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する体制
 - イ. 当社及び当社子会社の取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - ロ. 当社及び当社子会社の危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達 を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社における取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業 務執行機能を分離する。
 - ロ. 当社及び当社子会社における取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ハ. 当社及び当社子会社の取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時 に開催する。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
 - イ. 職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備する。
- ⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 経営管理部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
 - ロ. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役 会に報告する。
 - ハ.経営管理部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、法務部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
- ⑦ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 イ. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該 監査業務の補助にあたらせる。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
 - ロ. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役、監査役並びに使用人 又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告 に関する体制
 - イ. 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び使用人から 職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ロ. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から 報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発 見したときには、速やかに監査役に報告する。

- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
 - ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - 二. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、 その他専門家の意見を聴取することができる。
- (6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、2014年12月に取締役会決議を行った当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2023年2月1日から2024年1月31日までの期間においては、職務の執行が効率的に行われること及び業務の適正を確保することを目的として、当社グループにおける主要な業務プロセスの精査及び変更を行い、人員の増強を含めた運用体制の整備に努めました。

また、当社グループはそれぞれ内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上 に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,937,370	流 動 負 債	905,639
		1年内返済予定の長期借入金	268,000
現金及び預金	4,454,716	未 払 金	115,347
74 Mg V	250.004	未 払 費 用	486,534
前渡金	358,924	未払法人税等	18,510
その他	123,729	賞 与 引 当 金	8,313
	125,727	そ の 他	8,933
 固定資産	109,920	固定負債	1,349,253
		長期借入金	397,000
有 形 固 定 資 産	44,320	繰 延 税 金 負 債	952,253
		負 債 合 計	2,254,892
建物及び構築物	18,776	(純資産の部)	
	2 2 2 5	株 主 資 本	8,393,514
機械装置及び運搬具	2,285	資 本 金	3,316,504
工具、器具及び備品	14,497	資 本 剰 余 金	7,027,946
工具、 品具及 0 漏 品	17,771	利 益 剰 余 金	△1,950,003
	8,761	自 己 株 式	△933
	, -	その他の包括利益累計額	△5,806,567
無形固定資産	43,891	為替換算調整勘定	△5,806,567
		新 株 予 約 権	205,451
投資その他の資産	21,708	純 資 産 合 計	2,792,398
資 産 合 計	5,047,291	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,047,291

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年2月1日から 2024年1月31日まで)

(単位:千円)

	科			目		金	額
事	業	費		用			
	研	究 [荆	発	費	2,849,590	
	その他	の販売費	及び一	般管理	費	1,690,139	4,539,730
	営	業 損	失	(△)		△4,539,730
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	2,465	
	為	替	差		益	1,746,375	
	そ	0	カ		他	3,741	1,752,582
営	業	外	費	用			
	支	払	利		息	10,548	
		金 調	達	費	用	15,265	
	株	式	交	付	費	9,499	
	そ	0	カ		他	2,424	37,737
		常 損	失	(△)		△2,824,886
特	別			益			
	固 定		産 売	却	益	33,551	
	新 株	予 約	権 戻		益	252,328	285,879
特	別			失			
	固 定		産 除	却	損	3,129	3,129
利		調整前当			7)		△2,542,135
污			税及び		税	10,874	
污		税等		整	額	91,322	102,196
븰		純 損		()		△2,644,332
亲	見会社株	主に帰属す	る当期組	吨損失(∠	△)		△2,644,332

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から 2024年1月31日まで)

(単位:千円)

								株	Ė	Ē	資			本	
					資	本	金	資本剰余	金	利益剰余	金	自	己	株式	株主資本合計
当	期	首	残	高		6,407	,189	10,118,	632	△8,177,	057			△899	8,347,864
当	期	変	動	額											
新	株	の	発	行		1,345,	,008	1,345,	800						2,690,016
親当	会社杉期 糾		- 帰属 失 (する △)						△2,644,	332				△2,644,332
自	己杉	末 式	の取	得										△34	△34
資	本金か	ら剰余	金への	振替		∆4 , 435,	,693	4,435,	693						_
欠	排	į	填	補				△8,871,	387	8,871,	387				_
	主資本期変		トの項 (純額												_
当;	期変	動	額 合	計		∆3,090,	685	△3,090,	685	6,227,	054			△34	45,649
当	期	末	残	高		3,316,	,504	7,027,	946	△1,950,	003			△933	8,393,514

	その他の包打	舌利益累計額		
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	△4,367,549	△4,367,549	448,593	4,428,909
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2,690,016
親会社株主に帰属する当期 純損失(△)				△2,644,332
自己株式の取得				△34
資本金から剰余金への振替				_
欠 損 填 補				_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,439,017	△1,439,017	△243,141	△1,682,159
当期変動額合計	△1,439,017	△1,439,017	△243,141	△1,636,510
当 期 末 残 高	△5,806,567	△5,806,567	205,451	2,792,398

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 SanBio, Inc.

なお、連結子会社でありましたSanBio Asia Pte. Ltd.は清算を結了したため、連結の範囲から除いております。

- 2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 8~30年

機械装置及び運搬具 2年 工具、器具及び備品 3~15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (3年) で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ①繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中 平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しており ます。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

45,026千円

2. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約及びタームローン契約を締結しております。そのうち、当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に基づく借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約の総額3,000,000千円借入実行残高-千円差引未実行残高3,000,000千円

なお、貸出コミットメント契約及びタームローン契約については、主に、財務制限条項(契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。)及び遵守事項(SB623の承認及び販売予定時期に関する事項)が付されております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式

67.929.202株

2. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の 種類及び数

普通株式 893,625株

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内8,486千円1年超-千円合計8,486千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入及び新株の発行により調達しております。

外貨建の現金及び預金、金銭債務である未払金等は、為替変動リスクに晒されております。外貨建の債権 債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。また、担当部署が適時 に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。 デリバティブ取引は、将来の資金調達の為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引であ り、投機的な取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

		連結貸借対照表計 上額(注)	時 価(注)	差 額
(1) 長期借力	金	(665,000)	(665,000)	_

(注) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

		時	価	
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合 計
長期借入金		665,000	_	665,000
負債計		665,000	_	665,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

変動金利による借入の時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(収益認識に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純損失(△)

38円08銭

△40円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権の行使完了)

当社が発行いたしました第34回新株予約権につきましては、2024年2月26日に行使がすべて完了しており、合計9,000,000株の新株式を発行し、6,436百万円の資金調達を行いました。なお、2024年2月1日から 2024年2月26日までの行使状況は、以下のとおりです。

行使新株予約権個数	7,000個(発行総数の7.78%)
交付株式数	700,000株
行使価額総額	485,800千円
未行使新株予約権個数	O個
増加する発行済株式数	700,000株
資本金増加額	244,755千円
資本準備金増加額	244,755千円

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2024年3月18日開催の取締役会において、2024年4月24日開催の第11回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元(配当及び自己株式取得)を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 3,316,504,225円のうち2,066,993,463円 資本準備金の額 3,314,004,209円のうち2,066,993,462円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 4,133,986,925円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本 剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰 余金の額は0円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額 その他資本剰余金 4.133,986,925円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 4,133,986,925円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2024年3月18日

(2) 株主総会決議日 2024年4月24日 (予定)

(3) 債権者異議申述最終期日 2024年5月30日 (予定)

(4) 効力発生日 2024年6月6日(予定)

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位:千円)

科		金 額	科	B	金 額
(資産の部)		(負債	の 部)	
流 動 資	産	3,937,180	流 動	負 債	573,670
現金及び	須 金	3,822,747	1年内返済予	定の長期借入金	268,000
			未	払 金	164,509
前 払 費	用	36,591	未 払	費用	105,403
その	他	485,824	未 払 法	人 税 等	18,510
	Δ	^ 407 002	預	り金	8,933
貸 倒 引 当	金	△407,983	賞与	引 当 金	8,313
固 定 資	産	686,782	固定	負 債	1,349,253
 有 形 固 定 :	資 産	44,320	長 期	借 入 金	397,000
			繰 延 税	金負債	952,253
建	物	18,776	負 債	合 計	1,922,923
車両運力	5 具	2,285	(純資	産の部)	
	к # п	14.407	株主	資 本	2,495,587
工具、器具及で	71佣品	14,497	資	本 金	3,316,504
建設仮	定	8,761	資 本	剰 余 金	3,314,004
無形固定	資 産	43,891	資 本	準 備 金	3,314,004
			利 益	剰 余 金	△4,133,986
投資その他の	資 産	598,570	その他は	利益剰余金	△4,133,986
関係会社長期貨	付金	10,402,275	繰越和	可益剰余金	△4,133,986
2 0	ΙιΙ	1.716.211	自 己	株 式	△933
その	他	1,716,311	新 株 予	約 権	205,451
貸 倒 引 🗎	金金	△11,520,016	純 資 産	全 合 計	2,701,039
資 産 合	計	4,623,963	負債・純	資 産 合 計	4,623,963

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年2月1日から 2024年1月31日まで)

(単位:千円)

	科			I	金	額
事	į	業費	t A	1		
	研	究	開	費	853,817	
	その他	の販売費	及び一	般管理費	767,689	1,621,506
	営	業 損	失	(△)		△1,621,506
営	業	外	収 益	É		
	受	取	利	息	327,665	
	為	替	差	益	1,748,199	
	そ		の	他	274	2,076,139
営	業	外	費用	1		
	支	払	利	息	10,548	
	資	金 調	達	費用	15,265	
	株	式	交	寸 費	9,499	
	そ		の	他	2,424	37,737
	経	常	利	益		416,894
特		引 利				
	新 株		権 戻	入 益	252,328	252,328
特		引 損				
	関 係		株式		2,667,015	
	子	会 社	清	算 損	7,125	
		会社貸倒	引当金		2,027,049	4,701,191
材			純損失			△4,031,968
污			税及び		10,696	
污		税等		整 額	91,322	102,018
뇔	当 期	純	員 失	(△)		△4,133,986

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から 2024年1月31日まで)

(単位:千円)

			株	主	資	本		
	資		本 剰 余 金		利益剰余金			
	資 本 金	次十准进入	フの仏次士利人人	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本
		資本準備金	その他資本剰余金	合 計	繰越利益剰余金	合 計		
当 期 首 残 高	6,407,189	6,404,689	-	6,404,689	△8,871,387	△8,871,387	△899	3,939,592
当 期 変 動 額								
新株の発行	1,345,008	1,345,008		1,345,008				2,690,016
当期純損失(△)					△4,133,986	△4,133,986		△4,133,986
自己株式の取得							△34	△34
資本金から剰余金への振替	△4,435,693		4,435,693	4,435,693				=
準備金から剰余金への振替		△4,435,693	4,435,693	=				=
欠 損 填 補			△8,871,387	△8,871,387	8,871,387	8,871,387		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								-
当期変動額合計	△3,090,685	△3,090,685	_	△3,090,685	4,737,400	4,737,400	△34	△1,444,005
当 期 末 残 高	3,316,504	3,314,004	_	3,314,004	△4,133,986	△4,133,986	△933	2,495,587

	新 株 予 約 権	純資産合計		
当 期 首 残 高	448,593	4,388,186		
当 期 変 動 額				
新株の発行		2,690,016		
当期純損失(△)		△4,133,986		
自己株式の取得		△34		
資本金から剰余金への振替		-		
準備金から剰余金への振替		-		
欠 損 填 補		_		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△243,141	△243,141		
当期変動額合計	△243,141	△1,687,146		
当 期 末 残 高	205,451	2,701,039		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物

8~30年

車両運搬具 2年 工具、器具及び備品 3~15年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として 処理して おります。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

20.584千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 407,983千円

長期金銭債権 1,697,361千円

短期金銭債務 90,357千円

3. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約及びタームローン契約を締結しております。そのうち、当事業年度末における貸出コミットメント契約に基づく借入金未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約の総額3,000,000千円借入実行残高-千円差引未実行残高3,000,000千円

なお、貸出コミットメント契約及びタームローン契約については、主に、財務制限条項(契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。)及び遵守事項(SB623の承認及び販売予定時期に関する事項)が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高

受取利息

327.664千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

278株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 2,393千円 株式報酬費用 61,763千円 関係会社株式評価損 7,635,181千円 貸倒引当金 3,652,924千円 1,034,274千円 繰越欠損金 その他 6.014千円 繰延税金資産小計 12,392,551千円 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △1,034,274千円 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △11,358,276千円 △12,392,551千円

評価性引当額小計 繰延税金資産合計 一千円

繰延税金負債

関係会社貸付金換算差額

繰延税金負債合計

繰延税金負債の純額

△952,253千円 △952,253千円 952,253千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位:千円)

							<u>⊢ </u>
種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被 所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SanBio, Inc.	所有 直接 100%	役員兼務				
			資金の貸付	資金の貸付	_	関係会社長期貸付金(注2)	10,402,275
				利息の受取(注1)	327,664	投資その他の資産その他 (注2)	1,697,361
			増資の引受	増資の引受(注3)	2,412,050	-	-
			債務の保証	債務保証(注4)	400,000	-	_
			出向者の受入等	出向者人件費等 (注5)	44,271	流動資産その他(注6)	407,983
					18,064	未払金	90,357

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) SanBio, Inc.への資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) SanBio, Inc.への関係会社長期貸付金及び長期未収収益に対し、11,520,016千円の貸倒引当金を計上しております。
- (注3) SanBio, Inc.への増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金等の現物出 資は含んでおりません。
- (注4) 当社は銀行借入に対してSanBio, Inc.より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (注5) 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る人件費等を支払っております。また、SanBio, Inc.が出向者に係る所得税を支払っております。
- (注6) SanBio, Inc.への出向者人件費等に係る流動資産その他に対し、407,983千円の貸倒引当金を計上しております。

(注2及び6) 当事業年度において2,027.049千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位:千円)

種	類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役	員	森敬太	被所有 直接 8.8%	当社 代表取締役社長	経費の立替 (注)	43,052	_	_

(注) 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(収益認識に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

36円74銭

1株当たり当期純損失 (△)

△63円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権の行使完了)

詳細については、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

詳細については、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

招集ご通知

事業報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月27日

サンバイオ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴 木 泰 司

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 菊 池 寛 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び 運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続 企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算 書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に 又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性が あると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2024年3月27日

サンバイオ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴 木 泰 司

未放執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 菊 池 寛 康

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月27日

サンバイオ株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 棚 橋 正 顕 印 監 査 役(社外監査役) 植 田 俊 道 印

監 査 役(社外監査役) 佐 藤 洋 一 ⑩

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額4,133,986,925円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元(配当及び自己株式取得)を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

- 1. 資本金の額の減少の内容
- (1)減少する資本金の額

資本金の額を2,066,993,463円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

- (2)資本金の額の減少が効力を生ずる日 2024年6月6日を予定しております。
- 2. 資本準備金の額の減少の内容
- (1)減少する資本準備金の額

資本準備金の額を2,066,993,462円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2)資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 2024年6月6日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,133,986,925円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,133,986,925円

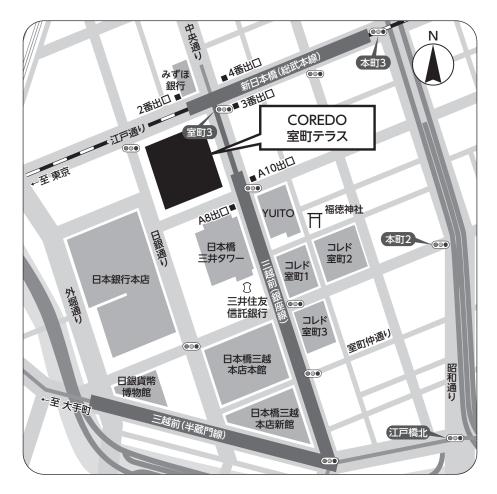
株主総会会場ご案内図

会場:東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

COREDO室町テラス3階 室町三井ホール&カンファレンス

TEL 03-6324-1091

(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)



交通 東京メトロ銀座線・半蔵門線 「三越前」駅より地下直結 JR横須賀線・総武快速線 「新日本橋」駅より地下直結 施設の営業時間の都合上、地下1階エレベーター にて3階へお越しください。

